

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案	懇話会意見	対応方針
<p style="text-align: center;">この枠内には、素案の記述を記載します。 (関連部分のみ抜粋)</p>	<p style="text-align: center;">この枠内には、懇話会意見を記載します。 (意見の順番は原則として懇話会教育長報告と同じ ですが、類似意見をまとめる等で一部入れ替えて います)</p>	<p style="text-align: center;">この枠内には、懇話会意見に対する教育委員 会の対応方針を記載します。素案の記述に加除 修正があれば、修正内容を記載します。</p>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第1章第1節～第5節：P 2～P 4）	懇話会意見	対応方針
<p>第1章 計画策定の基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 編成整備計画の性格【略】</li> <li>2. 編成整備計画の対象【略】</li> <li>3. 編成整備計画の前提【略】</li> <li>4. 編成整備計画の期間【略】</li> <li>5. 編成整備計画の進行管理【略】</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（意見は特になし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（修正なし）</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第2章第1節：P6～P7）	懇話会意見	対応方針
<p>第2章 特別支援学校の現状と課題</p> <p>1. 特別支援学校の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールバスが配備されることで、自宅から登下校できる範囲は広がります。しかし、スクールバスの運行距離が長くなれば、登下校に要する時間も長くなります。</li> <li>・長時間の登下校は、身体的な負担となるだけでなく、授業時間や課外活動を制限することにもなります。</li> <li>・各校スクールバスの朝の運行時間は、全コースで1時間10分以上であり、また3分の2で1時間30分以上となっています。【表略】</li> <li>・登下校にはスクールバスの運行時間の他に、自宅からバス停までの移動時間と、バス停での待機時間が加わります。</li> <li>・以上から、特別支援学校の配置をめぐるような課題があります。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>(1) 沖縄本島地域では、視覚障害及び聴覚障害に対応する学校がそれぞれ1校しかなく、通学に際して在学者やその家庭への負担が大きい。</p> <p>(2) スクールバスによる登下校の負担や制限が小さくない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールバスによる登下校の負担や制限は大きい。</li> <li>・通学時間の基準が先にあって、それに基づき学校整備を検討するべきではないか。</li> <li>・スクールバスによる通学時間は、短ければ短いほどよい。</li> <li>・スクールバス利用実態を踏まえ、共同運行も検討するべきではないか。</li> <li>・スクールバス乗車時間だけでなく、バス停待機や移動時間も考慮する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案では、各校スクールバスの運行時間を掲載しているほか、長時間登下校により授業時間等が制限されることに言及しています。</li> <li>・通学時間の基準は、次章の目標設定において検討します。</li> <li>・スクールバスの運行方法は、目標を達成するための手段企画になりますので、編成整備実施計画で検討します。</li> <li>・素案では、バス停までの移動時間と待機時間に関して言及しています。</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第2章第2節：P8）	懇話会意見	対応方針
<p>2. 特別支援学校の施設</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>(1) 平成33年度には、鏡が丘特別支援学校、鏡が丘特別支援学校浦添分校の施設全体が、また、那覇特別支援学校、森川特別支援学校、泡瀬特別支援学校の一部施設が築35年以上となり、改築等の対応が想定される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 築30年程度で改築している実態があるのであれば、必ず対応を要するのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改築の必要性については、施設老朽化の度合いを考慮しながら判断していきます。</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第2章第3節：P9～P12）	懇話会意見	対応方針
<p>3. 特別支援学校の規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害種の特別支援学校在学者数の推計は、知的障害高等部への進学者が増加している現況を踏まえると、次のとおりです【表略】。美咲特別支援学校、大平特別支援学校の両校は、今後も増加傾向が予測されます。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>(1) 現在、美咲特別支援学校と大平特別支援学校は、過大規模となっている。</p> <p>(2) 在学者数の推計から、名護特別支援学校、島尻特別支援学校、西崎特別支援学校においても適正規模を越える可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な学校規模は、校舎建築時に設定された学校規模ではないか。それを超えると過大といえるのではないか。</li> <li>発達障害を伴った知的障害の子どもたちが増加していく傾向も捉えておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校の学級は障害の実態に応じて編成されるため、校舎建築時の在学者数を超えると過大であるとは一概にいえませんが（重複学級が多ければ在学者が少なくても学級数が多くなる）、目安の一つとして把握しておくことは有効です。具体的には、次章の目標設定において記述します。</li> <li>発達障害を伴った知的障害の子どもたちの増加は、今後の特別支援学校における指導のあり方の課題として配慮していく事項のひとつですが、このことによる特別支援学校の学校規模への直接的影響は想定していません。</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第2章第4節：P13～P14）	懇話会意見	対応方針
<p>4. 特別支援学校の医療的ケア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こうした状況に対応するため、特別支援学校に医療的ケアを行う看護師が配置されています。本県では、平成13年度より文部科学省のモデル事業として始まり、平成17年度からは県の単独事業として実施されています。本県の配置状況は次のとおりです。【表略】</li> <li>また、「県立特別支援学校編成整備計画」（平成19年度～平成23年度）により、平成22年度から名護特別支援学校、宮古特別支援学校、八重山特別支援学校が、平成23年度から島尻特別支援学校が、肢体不自由に対応する特別支援学校となっています。</li> <li>以上の状況から、特別支援学校の医療的ケアに関して、次のような課題があります。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>(1) 特別支援学校への看護師配置は年々増えているが、肢体不自由を受け入れることのできる特別支援学校も拡大している。このため、予算措置を伴う看護師配置の効率的・効果的運用が求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアを必要とする子どもたちは、肢体不自由の特別支援学校に限定されない。</li> <li>医療的ケアのニーズがある学校には、看護師を配置していくとすべきではないか。</li> <li>課題の中の「予算措置を伴う看護師配置」の「予算措置を伴う」はなくてもよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より正確を期すため、次のように修正します。</li> </ul> <p>【修正↓】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こうした状況に対応するため、<del>特別支援学校に医療的ケアを行う看護師が配置されています</del><u>本県では肢体不自由及び病弱を受け入れる特別支援学校において医療的ケアを必要とする在学者がいる際に看護師を配置しています。</u></li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>(1) 特別支援学校への看護師配置は年々増えているが、<del>一方では、複数障害種特別支援学校の</del><u>拡充に伴い</u>肢体不自由<u>及び病弱</u>を受け入れることのできる特別支援学校も拡大している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>看護師配置は予算措置を伴うため、効率的・効果的運用が求められます。</li> <li>文中においても看護師配置の経費について記載しているため、次のように修正します。</li> </ul> <p>【修正↓】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（前略）このため、<del>予算措置を伴う</del>看護師配置の効率的・効果的運用が求められる。</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第2章第5節：P15～P16）	懇話会意見	対応方針
<p>5. 特別支援学校の学部・学科と進路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄高等特別支援学校を除く全ての特別支援学校には、小学部、中学部、高等部が設置されています。</li> <li>・ 幼稚部については、県と市町村との役割分担のもと、地域の幼稚園での支援が困難な幼児を対象として受け入れています。このため、各地域ごとに配置しています。</li> <li>・ また、肢体不自由の幼児については医療機関等における療育が重要であることから、主として肢体不自由を受け入れる幼稚部は設置していません。</li> <li>・ 次に、特別支援学校の進路状況をみてみますと、平成21年度の特別支援学校高等部卒業後の進路状況では、沖縄高等特別支援学校の進学・就労割合が高くなっています。【表略】</li> <li>・ 沖縄高等特別支援学校は、軽度な知的障害生徒を受け入れ、職業的・社会的自立を目指した教育を行っています。沖縄高等特別支援学校の入学者選抜倍率の推移をみると、志願倍率が増加傾向にあることがわかります。【表略】</li> <li>・ 第3節で示したとおり、今後は知的障害高等部の在学者が増加すると想定されることから、沖縄高等特別支援学校の入学者選抜倍率も上昇すると考えられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的障害特別支援学校において、大平特別支援学校だけ幼稚部がないのは説明できない。</li> <li>・ 幼児教育を地域でみる市町村もあるので、全て特別支援学校で抱えるのはいかがか。</li> <li>・ 特別支援学校幼稚部は保護者同伴を求めるが、保護者のニーズにあっていない面がある。</li> <li>・ 特別支援学校幼稚部は、早期教育に特化していないのではないか。教育の成果は何か。</li> <li>・ 知的障害特別支援学校の一般学級は障害の幅が広く、就労を目指した教育を行っていく。</li> <li>・ 各特別支援学校で特色を持って、もっと特化した教育を行う必要がある。</li> <li>・ 特色のある高等部教育を行うべきである。現在の作業学習以外に、社会ニーズに対応できる学習を行うべきだ。</li> <li>・ 知的障害があっても、高等学校に入学できる受け皿が必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚部教育は義務教育ではないため、県と市町村との役割分担のもとに各地域ごとに配置しています。今後とも、県と市町村の適切な役割分担は必要と考えております。</li> <li>・ 幼稚部教育のあり方については、今後の特別支援教育のあり方において検討する事項となります。</li> <li>・ ご指摘の通りです。沖縄高等特別支援学校に関する記述の後に、次の記述を追加します。 【追加↓】 <u>・ また、その他知的障害特別支援学校の高等部では、一般学級に在籍する生徒の障害の幅や障害特性が多様化しており、社会参加する資質及び望ましい職業観の育成が行いにくい状況があります。</u></li> <li>・ 特色ある教育のあり方及び高等学校への受け皿づくりについては、目標を達成するための手段企画になりますので、編成整備実施計画で検討します。</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第2章第5節：P15～P16）	懇話会意見	対応方針
<p>・この他、職業的自立を目指した教育を行う学科としては、沖縄盲学校高等部に専攻科が設置されています。</p> <p>・以上のことから、次のような課題をあげることができます。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>(1) 軽度知的障害生徒が、職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部の受け皿が十分でない。</p>	<p>・複数障害種特別支援学校においては、知的障害以外の施設設備が充実していない。</p> <p>・特別支援学級の児童生徒数を推計しなければ、高等特別支援学校の対策は打てない。</p>	<p>・事務局としては編成整備上の課題としてとらえる状況にないと考えておりますが、該当する特別支援学校より具体的事例や意見を聴取した上で、編成整備における課題とするかどうか判断します。</p> <p>・特別支援学級からの入学者数増加も重要な要因の一つですが、その他要因もあると考えられるため、今回の在学者数の推計は入学率という考え方をを用いて行っています（素案P25～P27）。</p>



「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第2章第6節：P17～P19）	懇話会意見	対応方針
<p>6. 特別支援学校の交流・共同学習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県では平成22年度より、県立中部農林、南風原、久米島の3高等学校に特別支援学校の分教室を設置していますが、市町村立学校への分教室設置はありません。また、小・中・高等学校に併設・隣接する特別支援学校はありません。</li> <li>・以上から、次のような課題をあげることができます。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>(1) 交流及び共同学習は着実に実施されているが、十分ではない。</p> <p>(2) 交流及び共同学習を進める手段として、分校・分教室、併設・隣接の活用が十分ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見出しを「交流・共同学習」から「交流及び共同学習」に修正すべき。</li> <li>・ボランティア等の地域の人材を活用して、交流及び共同学習を拡充すべきではないか。</li> <li>・副籍制度等を設けるなど、両校の責任体制を整備して交流及び共同学習を進めるべき。</li> <li>・学校文化団体や体育団体など、特別支援学校も小・中・高等学校と一緒にすべき。</li> <li>・特別支援学校と小・中学校において教員の人事交流をもっと積極的に行う必要がある。</li> <li>・課題の二つ目は、もっと積極的に分校等の設置を進める表現に修正すべきだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案文中に使用されている「交流・共同学習」を、全て「交流及び共同学習」に修正します。</li> <li>・交流及び共同学習を進めていくための取り組みについては、目標を達成するための手段企画になりますので、編成整備実施計画で検討します。</li> <li>・本章は現状と課題について記述する章となっていますので、分校等の設置を積極的に進める表現にまでは踏み込みません。</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第2章第7節：P20）	懇話会意見	対応方針
<p>7. 特別支援学校の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先に挙げた中部地区に特別支援学校を新設する場合には、土地購入に少なくとも11億円以上の予算が必要になります。この土地購入は、国庫補助の対象とはならないため県単独で予算を準備しなければなりません。</li> <li>土地購入以外の校舎等の整備は、国庫補助の対象となるため（補助率66%～85%）、特別支援学校の新設事業自体が県単独事業というわけではありません。</li> <li>以上から、次のような課題をあげることができます。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>(1) 特別支援学校の新設には、土地購入に県単独で10億円以上の予算が必要となるため、編成整備計画の手段として用いるには困難性が高い。</p> <p>(2) より効率的で効果的な事業推進が求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子化により廃校となる小・中学校の跡地を利用して、特別支援学校を整備すべき。</li> <li>名護商業高校跡地を活用し、全寮制の高等特別支援学校を設置してはどうか。</li> <li>市町村立学校の敷地内に、特別支援学校の分校を併設する方法がベターではないか。</li> <li>市立の特別支援学校を整備するよう、県からも要請すべきではないか。</li> <li>同じ県立学校である高等学校と連携を図り、その跡地利用を先にすべきではないか。</li> <li>過大規模校では、災害などの際には避難できない状況ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校の整備方法については、目標を達成するための手段企画になりますので、編成整備実施計画で検討します。</li> <li>第3章方針1の文を、次のように修正します。 【修正↓】</li> <li>学校規模は、過大であっても過小であっても十分な教育効果を得ることができません。優れた教育活動を行っても、規模が適正でなければ効果は限定的になってしまいます。<u>また、規模が過大であれば、災害時の適切な避難を妨げる恐れがあります。</u>このため、学校規模の適正化は最優先で取り組む必要があります。</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第2章関連：素案記述なし）	懇話会意見	対応方針																																																																								
<p>【追加する必要があると思われる現状と課題について                      ー①病院等隣接特別支援学校関連】                      （↓以下は懇話会で配付した資料の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5特別支援学校は、病院等の施設に隣接し、主にその入所者を受け入れている。このため、当該学校の在籍者の推移は、施設入所者からの入学者数に連動する。</li> <li>・5校のうち、桜野特別支援学校及び森川特別支援学校については、隣接施設からの通学者が減少する見通しである。</li> <li>・2校の「編成整備の基本方向」における取り扱いについては、①第2章第3節でデータを示しながら推計を行い課題として明確化する必要があり、②第3章方針1「学校規模の適正化を図る」における目標の書きぶりを変える必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森川特別支援学校は、8病院へ訪問教育を行っている。廃校してはいけないのでは。</li> <li>・必要な事態が出たときに、すぐ稼働できる学校のあり方を考えなければならない。</li> <li>・森川特別支援学校は、必ずしも現在の場所でなければいけないということはない。病弱対応が始まった鏡が丘特別支援学校本校や、浦添分校に統合させる選択肢もあり得る。</li> <li>・県外では、病弱特別支援学校に精神疾患や不登校の子どもを受け入れている事例もある。</li> <li>・行政は「在学者が5人以下で廃校とする」というような方針を持つべきではないか。</li> <li>・病弱対応は県内に1校しかなく、遠方から通学する子もいる。廃校にしてはいけない。</li> <li>・多様なニーズがある子どもを受け入れる方向性で、学校のあり方を考えるべきだ。</li> <li>・廃校になった際の、子どもの受け皿の有無という観点から考えるべきだ。教育の質も下がらずに受け皿が準備できるということであれば、廃校も検討すべきだ。</li> <li>・廃校にするのは、最後の最後でいい。せつかくある学校を残すことを前提に検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡が丘特別支援学校浦添分校の在学者数は極端に減少する見通しではないので、第2章第3節の文を、次のように修正します。</li> </ul> <p>【修正↓】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その中でも、医療機関等と隣接し主にその入所者を受け入れる桜野特別支援学校、<del>鏡が丘特別支援学校浦添分校、及び</del>森川特別支援学校においては、医療機関等に入所する学齢対象者の減少に伴い、在学者数が減少すると予測されます。</li> </ul> <p><b>表4 隣接施設からの通学者数の見通し</b></p> <table border="1" data-bbox="1518 810 2125 938"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>H31年度</th> <th>H32年度</th> <th>H33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桜野特別支援学校</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>沼瀬特別支援学校</td> <td>39</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>40</td> <td>39</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>鏡が丘特別支援学校浦添分校</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>那覇特別支援学校</td> <td>48</td> <td>50</td> <td>52</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>51</td> <td>52</td> <td>54</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>森川特別支援学校</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡が丘特別支援学校浦添分校の在学者数は極端に減少する見通しではないので、第2章第3節の課題を、次のように修正します。</li> </ul> <p>【修正↓】</p> <p>(3) 桜野特別支援学校、<del>鏡が丘特別支援学校浦添分校、及び</del>森川特別支援学校では在学者数が減少が予想され、過小規模となる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過小規模校のあり方については、次章の目標設定において記述します。</li> </ul>	学 校 名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	桜野特別支援学校	8	6	6	5	5	5	4	4	3	2	1	沼瀬特別支援学校	39	38	38	39	39	39	38	38	40	39	40	鏡が丘特別支援学校浦添分校	14	14	15	15	16	16	13	12	12	12	11	那覇特別支援学校	48	50	52	53	53	52	52	51	52	54	52	森川特別支援学校	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0
学 校 名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度																																																															
桜野特別支援学校	8	6	6	5	5	5	4	4	3	2	1																																																															
沼瀬特別支援学校	39	38	38	39	39	39	38	38	40	39	40																																																															
鏡が丘特別支援学校浦添分校	14	14	15	15	16	16	13	12	12	12	11																																																															
那覇特別支援学校	48	50	52	53	53	52	52	51	52	54	52																																																															
森川特別支援学校	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0																																																															

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第2章関連：素案記述なし）	懇話会意見	対応方針
<p>【追加する必要があると思われる現状と課題について                      -②その他課題関連】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校の給食のあり方は、課題ではないか。調理を委託する方法も可能では。</li> <li>・ 特別支援学校がセンター的機能を果たすための、施設・設備は整備されていないのでは。</li> <li>・ 特別支援学校は、市町村教委に対してセンター的機能をまだ十分に果たせていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給食調理のあり方については、今後の特別支援教育のあり方において検討する事項となります。</li> <li>・ 事務局としては編成整備上の課題としてとらえる状況にないと考えておりますが、各特別支援学校より具体的事例や意見を聴取した上で、編成整備における課題とするかどうか判断します。</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第3章方針1：P21）	懇話会意見	対応方針
<p>第3章 計画における目標の設定</p> <p>方針1：学校規模の適正化を図る</p> <p>(1) 美咲特別支援学校の在学者数を平成28年度までに280人以内とし、計画期間内にその人数を超えることがないようにする。</p> <p>(2) 大平特別支援学校の在学者数を平成28年度までに280人以内とし、計画期間内にその人数を超えることがないようにする。</p> <p>(3) 名護特別支援学校、島尻特別支援学校、西崎特別支援学校の在学者数が、計画期間内に200人を越えることがないようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美咲、大平特別支援学校の280人という目標は、過大だ。かつて文部省が適正と指導した180人、教職員80人程度が適正ではないか。その数であれば顔と名前が一致する。</li> <li>・かつて知的障害校長会が出した160人から200人が、適正規模ではないか。</li> <li>・現在の施設ができた際の在学者数が、適正規模ではないか（美咲特支：H8年度245人）</li> <li>・分教室も含んだ上での280人という設定ということであれば、よいのではないか。</li> <li>・本校のみの人数設定をしなければ、意味がない。数値は明確に設定する必要がある。</li> <li>・現実的にできるものということから発想すると、意味をなさない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設校が困難であれば、分校設置や小中学校の余裕教室の活用する等の工夫が必要。</li> <li>・分教室は、県と市町村の行政同士で話し合えば、できないことではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の通り、美咲、大平特別支援学校においては280人規模であっても適正規模とは言い難いので、現在の校舎ができた際の在学者数を参考に、次のように目標を修正し、あわせて分校や分教室を含まないことを明確にするため、次のように修正します。</li> </ul> <p>【修正↓】</p> <p>(1) 美咲特別支援学校<b>本校</b>の在学者数を平成28年度までに280人以内とし、<del>計画期間内にその人数を超えることがないように</del><u>更に、平成33年度までに245人以内とする。</u></p> <p>(2) 大平特別支援学校<b>本校</b>の在学者数を平成28年度までに280人以内とし、<del>計画期間内にその人数を超えることがないように</del><u>更に、平成33年度までに245人以内とする。</u></p> <p>(3) 名護特別支援学校、島尻特別支援学校、西崎特別支援学校の<b>各本校</b>の在学者数が、計画期間内に200人を越えることがないようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分校設置等については、目標を達成するための手段企画になりますので、編成整備実施計画で検討します。</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第3章方針1：P21）	懇話会意見	対応方針
<p>(4) 桜野特別支援学校、森川特別支援学校の在学者数が、計画期間内に30人を下回ることがないようにする。</p> <p>(5) 鏡が丘特別支援学校浦添分校の在学者数が、鏡が丘特別支援学校高等部分教室とあわせて、計画期間内に10人を下回ることがないようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糸満市、豊見城市の人口増の状況を考えると、島尻、西崎特別支援学校の対策が必要。</li> <li>・目標(4)については、追加的検討課題の意見を踏まえて書きぶりを見直す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間中は、両市を含めた各地域の人口状況を注視しながら、目標の達成に努めます。</li> <li>・追加的検討課題における意見を受けた修正状況を踏まえ、目標を次のように修正します。</li> </ul> <p>【修正↓】</p> <p><del>(4) 桜野特別支援学校、森川特別支援学校の在学者数が、計画期間内に30人を下回ることがないようにする。</del></p> <p><u>(4) 桜野特別支援学校を平成28年度までに名護特別支援学校の分校とする。</u></p> <p><u>(5) 森川特別支援学校を平成28年度までに鏡が丘特別支援学校の分校とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標(5)の目標番号を修正します。</li> </ul> <p>【修正↓】</p> <p><del>(5)</del> <u>(6)</u> 鏡が丘特別支援学校浦添分校の在学者数が、鏡が丘特別支援学校高等部分教室とあわせて、計画期間内に10人を下回ることがないようにする。</p>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第3章方針2：P22）	懇話会意見	対応方針
<p>方針2：軽度知的障害生徒が職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部を充実させる</p> <p>(1) 平成28年度までに、軽度知的障害生徒が職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部の在学者数を200人にし、計画期間内にその人数を下回ることがないようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標文中の「人数を下回る」という表現は、わかりにくい。</li> <li>・現在の沖縄高等特別支援学校において、入学したくてもできない子がいるのに、入学して途中で退学しているもったいない状況がある。</li> <li>・充実させる方向は賛成だが、教育の内容が問題となる。</li> <li>・現在の沖縄高等特別支援学校の就職率や、離職率の状況は課題ではないか。</li> <li>・学校を卒業して後の、社会の方の障害者の受け皿づくりが進んでいないのではないか。</li> <li>・地方の産業にあうような学習単元を考える必要がある。</li> <li>・病弱や肢体不自由の高等部で、情報に特化したコースを設けてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすい表現にするため次のように修正するとともに、沖縄高等特別支援学校の定員（H24年度195人）や、毎年入学できない生徒数（30～50人程度）の状況を踏まえ、目標を次のように修正します。</li> <li>【修正↓】</li> <li>(1) 平成28年度までに、軽度知的障害生徒が職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部の在学者数を<del>200人</del><u>300人</u>にし、計画期間内に<del>その人数を下回ることがない</del><u>300人以下にならない</u>ようにする。</li> <li>・特別支援学校高等部及び沖縄高等特別支援学校のあり方については、今後の特別支援教育のあり方において検討する事項となります。</li> <li>・事務局としては編成整備上の目標とする状況にないと考えておりますが、該当する特別支援学校より具体的事例や意見を聴取した上で、編成整備における目標とするかどうか判断します。</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第3章方針2：P22）	懇話会意見	対応方針
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校にも、特別支援学校から学びたいという子どもがいれば積極的に入学させる条件整備も大切ではないか。特別支援学校で全てをカバーするわけではなく。</li> <li>・社会的自立を目指して教育していく教育委員会こそ、率先して障害者の法定雇用率を達成し、知的障害の方でも働ける場をつくって示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校への条件整備等については、目標を達成するための手段企画になりますので、編成整備実施計画で検討します。</li> <li>・ご指摘の通りです。都道府県教育委員会の法定雇用率は2.0%と定められていますが、本県教育委員会の平成22年度実雇用率は2.16%と法定雇用率を上回っております。今後とも、法定雇用率の達成を継続していきたいと考えております。</li> </ul>



「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第3章方針3：P22）	懇話会意見	対応方針
<p>方針3：医療的ケアを充実させるため、効率的・効果的に看護師を配置する</p> <p>(1) 平成28年度までに、看護師配置校を本島各地区（国頭・中頭・那覇・島尻）ごとの拠点校（4校）に集約する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師配置が、編成整備計画における検討課題となるか疑問だ。</li> <li>・特別支援学校全体で障害の重度・重複化が進んでいる状況から、肢体不自由と病弱の特別支援学校のみに看護師を配置するとは言えないのではないか。</li> <li>・目標でいっている「拠点校」は、肢体不自由及び病弱に於いての拠点校であるということを明確に書いておくべきではないか。</li> <li>・各特別支援学校で特色を出していこうという流れにおいては、拠点校方式は問題はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師の配置方法については、編成整備計画の対象となる「学校の障害の種類の設定」と関連するため、計画における検討事項としております。</li> <li>・看護師を配置する障害種については、今後の医療的ケア体制整備事業で検討されます。</li> <li>・より正確を期すため、次のように修正します。 【修正↓】</li> <li>(1) <u>肢体不自由、病弱又は肢体不自由及び病弱の両障害種に対応する特別支援学校においては、</u>平成28年度までに、看護師配置校を本島各地区（国頭・中頭・那覇・島尻）ごとの拠点校（4校）に集約する。</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第3章方針4：P22）	懇話会意見	対応方針
<p>方針4：交流・共同学習をより積極的に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会を実現することは、重要な課題です。</li> <li>・その共生社会の実現に向けては、交流・共同学習の推進が大きな役割を果たします。このため、次のような目標を設定します。</li> </ul> <p>(1) 平成33年度までに、児童生徒が小・中・高校のいずれかの段階で、学校内に設置された特別支援学校の分教室・分校において交流・共同学習を行える環境を整備する（なお、目標達成に向けては「沖縄県立特別支援学校高等部分教室の調査研究モデル事業」（平成22年度～平成24年度）の検証結果を十分に踏まえる）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標でいう「学校内に設置された」の「学校」とは、小・中・高等学校なのか特別支援学校なのかがわかりにくい。</li> <li>・目標の表現では、分校・分教室だけで交流及び共同学習を推進するととらえかねない。</li> <li>・現在でも小中学校の中に特別支援学級があるわけだから、そこでも交流及び共同学習を進めてほしい。何も分校・分教室でなければならないということではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より正確を期すため、次のように修正します。 【修正↓】 (1) 平成33年度までに、児童生徒が小・中・高校のいずれかの段階で、<u>小・中・高校</u>の学校内に設置された特別支援学校の分教室・分校において交流・共同学習を行える環境を整備するー以下略</li> <li>・ご指摘の通りです。より正確を期すため、次のように修正します。 【修正↓】 ・その共生社会の実現に向けては、交流・共同学習の推進が大きな役割を果たします。<u>交流及び共同学習の推進に向けた学校間交流、居住地校交流、地域交流の取り組みに加え、編成整備計画においては、このため、</u>次のような目標を設定します。</li> <li>・ご指摘の通りです。小中学校における通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習についても、引き続き取り組みを進めてまいります。</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第3章方針5：P22～P23）	懇話会意見	対応方針
<p>方針5：より身近な地域で就学できるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より住居に近い学校で就学することは、通学における在学者と保護者の負担を軽減させるだけでなく、卒業後の地域とのつながりを築くためにも重要なことです。</li> <li>・このことから、以下の目標を設定します。</li> </ul> <p>(1) 視覚障害に対応する学校を、本島北部及び中部地域に平成28年度までに整備する。</p> <p>(2) 聴覚障害に対応する学校を、本島北部及び南部地域に平成28年度までに整備する。</p> <p>(3) 平成28年度までに、特別支援学校のスクールバスの朝の運行時間を1時間20分以内にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北部の子どもが幼稚部から沖縄盲学校や沖縄ろう学校に通うのは、大変なことだ。小さいときから親元を離れることにもなる。</li> <li>・子どもを地域に戻し、地域から支援を受けられるような体制づくりが一番良い。</li> <li>・地域で子どもたちを受け入れてほしいというのが特別支援教育の大きな狙いである。それをはっきりと文書で打ち出すべきで、現在の書きぶりはごまかしている。</li> <li>・地域で就学というのは賛成だが、教育の専門性の確保が懸念される。</li> </ul> <p>・今後も特別支援学校に通う子は多くなり、交通渋滞もひどくなる。1時間20分という目標を達成するのは無理ではないか。</p> <p>・方法論は実施計画で議論されるべきで、逆に1時間20分にするにはどうしたらいいかという議論になる。様々な方法がありうるんだと思う。</p> <p>・学校ごとにスクールバスを配置しているのは、沖縄県くらいだ。他県では共同運行している。そういうことを取り組まなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で就学できる体制の整備に向けて、目標(1)及び目標(2)を設定しています。</li> </ul> <p>・目標を次のとおり修正します。</p> <p>【修正↓】</p> <p><u>(3) 視覚障害又は聴覚障害に対応する学校の新たな整備にあたっては、障害に応じた教育の専門性が確保されるようにする。</u></p> <p><del>(3)</del> (4) 平成28年度までに、特別支援学校のスクールバスの朝の運行時間を1時間20分以内にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行時間の目標を達成するための具体的方法については、編成整備実施計画で検討します。</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第3章方針6：P23）	懇話会意見	対応方針
<p>方針6：施設改築に向けて整備計画を策定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全・安心な学習環境を提供することは、教育委員会の重要な役割の一つです。</li> <li>現在、16校の特別支援学校に関しては、大規模な整備が早急に必要となる施設はありません。しかし、編成整備計画の終期年度である平成33年度には、いくつかの施設で老朽化が進むとみられ、老朽化の進展度合いを見極めていく必要があります。</li> <li>このため、以下のように、時期を定めて整備計画を策定するという目標を設定します。</li> </ul> <p>(1) 編成整備計画の部分計画として、平成33年度にはほぼ全ての施設が築35年以上となる鏡が丘特別支援学校及び鏡が丘特別支援学校浦添分校に関する全面改築計画を、平成28年度までに策定する。</p> <p>(2) 編成整備計画の部分計画として、平成33年度に一部施設が築35年以上となる泡瀬特別支援学校、那覇特別支援学校及び森川特別支援学校に関する一部改築計画を、平成28年度までに策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災もあり、そのような視点から安全・安心な学習環境の確保を考えてほしい。</li> <li>大平特別支援学校などは、教職員も入れると500人を越え、緊急時には避難する場所が確保できないのではないかと。建築物としては素案の通りだが、災害を想定して整備計画を考える必要があるのではないかと。</li> <li>出入り口が多いと不審者等の問題もあるが、今回の震災のことを考えると、安全安心な学習環境という意味では、複数の出入り口も配慮する必要がある。</li> <li>これから学校を整備していく際には、複数障害種であれば高層化ではなく、安全を確保できてリスクの少ない平屋がよい。そのための広い土地を確保する必要がある。</li> <li>編成整備計画による施設設備の設置については、十分データを踏まえてやっていると、また同じ事の繰り返しになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各特別支援学校では、今回の東日本大震災を受けて地震・津波対策を見直しております。この見直しにより、編成整備計画による整備が必要とすることがあるについては、各校より意見を聴取した上で判断します。</li> <li>学校施設の階数については、校舎整備段階において障害の種類や学校敷地面積等の観点から総合的に検討して判断します。</li> <li>今回の編成整備計画の策定にあたっては、入学率という考え方をを用いて特別支援学校在学者数の推計を行い（素案P25～P27）、そのデータを踏まえて目標を設定しています。</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第3章方針7：P23）	懇話会意見	対応方針
<p>方針7：方針7より少ない費用でより高い効果が得られる手段を選択する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政状況が厳しい中、県民の理解を得て事業をすすめていくためには、より少ない予算でより大きな効果を得ることができるという説明が必要です。</li> <li>・以上のことから、次のような目標を設定します。</li> </ul> <p>(1) 手段設定に向けては、費用対効果を選択基準とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明文書の中で障害のある子どもたちの特性を勘案して計画をすすめていく、という表現がないと、その意図が伝わらない。</li> <li>・健常者と同じものさしでは困る。いまの表現では、そう捉えられる。</li> <li>・子どもたち一人ひとりのニーズにあった施設を設備するわけで、そのことを前提として予算を効率的に使っていくという表現にしていきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より正確を期すため、次のように修正します。</li> </ul> <p>【修正↓】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>特別支援学校編成整備計画においては、障害のある子どもたちの特性やニーズを踏まえ、必要な整備を進めていきます。</u></li> <li>・<u>このことを前提としながらも、</u>財政状況が厳しい中、県民の理解を得て事業をすすめていくためには、より少ない予算でより大きな効果を得ることができるという説明が必要です。</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第3章関連：記述なし）	懇話会意見	対応方針
<p>【追加する必要があると思われる目標について－①その他関連】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村立特別支援学校の設置について、PTAだけに要請させないで、県教育庁も一体となってほしい。</li> <li>・鏡が丘特別支援学校や浦添分校、森川特別支援学校が改築になるのであれば、それらを統合し、市町村や病院とも一緒になった夢のあるような施設をつくってはどうか。</li> <li>・人事に関してではあるが、特別支援学級に関わっていない先生が特別支援学校に配置されることについて配慮してほしい。</li> <li>・現在の中部農林高校は1学年1学級だが、これをもう1学級増やして分校に昇格させていく方法は考えられないものか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教育委員会へは、市町村立小・中学校への特別支援学校分校・分教室の設置について連携を図っていきたいと考えております。</li> <li>・現時点では3校は早急に改築が必要な状況にはありませんが、市町村や病院と一緒にした施設の整備については、必要性を見極めながら、編成整備実施計画で検討します。</li> <li>・人事制度のあり方については、今後の特別支援教育のあり方において検討する事項となります。</li> <li>・具体的な分校・分教室の設置校は、目標を達成するための手段企画になりますので、編成整備実施計画で検討します。</li> </ul>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備の基本方向（素案）】

素案（第3章関連：記述なし）	懇話会意見	対応方針
<p>【追加する必要があると思われる目標について－②県立高等学校編成整備計画の基本方向（素案）との関連について】</p> <p>（懇話会にて高校基本方向（素案）を配布）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校の特別支援学級からの入学が、特別支援学校高等部の45%という現実がある。高等学校の編成整備の中で、そのような状況も前提として対応していくということを出していただければすんなりいくと思う。</li> <li>・ 総合学科や定時制に特別支援学級を卒業した子どもたちが入学できる状況ができれば、特別支援学校で新しく学校をつくらないといけない状況にはならない。分校、分教室という方法ではなく、現在の高校の学科で受け入れるシンプルな方法でよいのではないか。</li> <li>・ 高等学校の空定員に、特別支援学校分教室をもっと広げていくべきではないか。</li> <li>・ 南部農林高校と南部工業高校の統合した際の跡地利用について、単独高等特別支援学校を設置してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な高等学校との連携方法については、編成整備実施計画で検討します。</li> <li>・ 具体的な分校・分教室の設置校や、新たな特別支援学校の設置は、目標を達成するための手段企画になりますので、編成整備実施計画で検討します。</li> </ul>